

公有地等利活用可能性調査業務に係る公募型プロポーザル募集要項

1 業務名

公有地等利活用可能性調査業務委託

2 業務概要

(1) 目的及び内容

別紙1「業務委託仕様書」のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和6年3月8日(金)まで

3 担当部署(問い合わせ先)

足利市都市建設部 市街地整備課 事業推進担当 担当:岩岳

〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145 (足利市役所本庁舎5階)

電話 0284(20)2172 Fax 0284(21)1946 Email sigaichi@city.ashikaga.lg.jp

4 提案限度額

11,209,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※提案限度額を超えた場合は失格とする。

5 参加資格

(1) 令和5・6年度建設工事関連業務足利市入札参加資格者の名簿に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しない者であること。

(3) 足利市競争入札参加者指名停止要領(平成22年4月1日実施)の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに足利市暴力団排除条例(平成24年足利市条例第22号)第6条に規定する密接関係者でないこと。

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(6) 事業の実施に必要な知識、経験及び技術的能力を有し、過去10年間に本業務に

類似する業務（官民連携事業調査業務）を元請として契約し、適正にその履行を完了した者。

6 提案者の募集及び選定に係るスケジュール

- | | | |
|------|-----------------------------|----------------------|
| (1) | 実施手続き開始の公表 | 令和5年4月28日(金) |
| (2) | 質問書の受付 | 令和5年4月28日(金)～5月9日(火) |
| (3) | 質問書の回答 | 令和5年5月11日(木) |
| (4) | 参加表明書の提出期限 | 令和5年5月16日(火) |
| (5) | 企画提案書の提出要請 | 令和5年5月18日(木) |
| (6) | 企画提案書等の提出期限 | 令和5年6月1日(木) |
| (7) | 選定委員会(審査) | 令和5年6月6日(火)(予定) |
| | ※選定委員会の時間・場所等は、提案者に別途通知します。 | |
| (8) | 選定結果の通知 | 令和5年6月中旬 |
| (9) | 契約の締結 | 令和5年6月中旬 |
| (10) | 契約工期末 | 令和6年3月8日(金) |

7 参加表明に関する事項

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書(様式第1号)
 - イ 誓約書(様式第2号)
 - ウ 会社概要書(様式第3号)
 - エ 業務実績書(様式第4号)
- (2) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
 - ア 提出期限 令和5年5月16日(火)午後5時まで(必着)
 - イ 提出場所 上記3(足利市都市建設部 市街地整備課 事業推進担当)
 - ウ 提出方法 持参、メール、郵送

8 募集要項の質問に関する事項

- (1) 質問書の受付 令和5年4月28日(金)～5月9日(火)午後5時まで
- (2) 受付方法
質問書(様式第5号)を作成し、上記3(足利市都市建設部 市街地整備課 事業推進担当)に電子メールにて提出すること。
- (3) 質問書の回答
足利市ホームページにて回答します。
回答予定年月日:令和5年5月11日(木)

9 企画提案書に関する事項

(1) 企画提案書提出要請書等

参加予定者は下記の書類を提出すること。

ア 企画提案書（任意様式）

企画提案書には、次の内容を盛り込むこと。

(ア) 業務実施体制及び関連業務実績

人員配置、配置予定者の資格及び業務実績について

(イ) 全体スケジュール

(ウ) 内容

仕様書「業務項目」についての実施方法

イ 価格提案書（任意様式）

契約金額の上限を考慮して設定し、詳細な内訳書を添付すること。

なお、契約金額の上限を超えたものは、失格とする。

(2) 提出方法 持参又は郵送（必着）とする。

(3) 提出場所 上記3（足利市都市建設部 市街地整備課 事業推進担当）

(4) 提出部数 企画提案書 正本1部、副本12部

価格提案書 正本1部

(5) 提出期限 令和5年6月1日（木）午後5時必着

10 優先交渉権者を選定するための評価基準等

| 評価項目 | 評価配分 | 評価事項 |
|-----------|------|---|
| 1 類似業務の実績 | 10% | ・官民連携支援業務及び官民連携のためのサウンディング調査等に関する実績があるか。 |
| 2 業務実施体制 | 10% | ・本業務を効果的、効率的に遂行するための、人員配置が適切であるか。 ・配置予定技術者は十分な業務能力・実績を有しているか。 |
| 3 提案内容 | 70% | ・本業務の目的、内容、課題等について、十分に理解されているか。 ・本市の特性及び課題を十分に理解したうえで、適確な企画提案がされているか。 ・事業効果を最大化するために必要な調査計画が立てられているか ・事業の実現のために必要な官民連携の具体的な手法を検討できるか。 ・仕様書記載の業務項目について、独自の提案や追加の提案がされているか。 |

| | | |
|-------------|------|---|
| 4 業務のスケジュール | 10% | ・業務を履行するために有効かつ具体的な作業工程が提案されているか。 ・期間内に実行可能なスケジュールが計画されているか。 |
| 5 価格提案書 | — | ・評価の対象としない。ただし、提案限度額の上限を超えた場合には失格とする。 |
| 合計 | 100% | |

1.1 優先交渉権者及び非選定者に対する通知方法等

(1) 優先交渉権者への通知

優先交渉権者に選定された者に対しては、選定された旨を書面（選定通知書）により、市長から通知します。

(2) 非選定者への通知

ア 優先交渉権者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により、市長から通知します。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、市長に対して非選定理由について説明を求めることができます。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりです。

(ア) 受付場所 上記3（足利市都市建設部 市街地整備課 事業推進担当）

(イ) 受付時間 閉庁日（土曜日、日曜日、祝祭日）を除く、午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時の間とする。

ウ 上記イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により行います。

1.2 その他の留意事項

(1) 優先交渉権者決定後、選定結果及び評価結果を足利市ホームページにて公表する。

ア 優先交渉権者の氏名及び住所

イ 優先交渉権者が提案した見積金額

ウ 応募者の数

エ 評価結果（優先交渉権者以外の氏名は符号によるものとする。）

(2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者は企画提案書を提出することができないものとする。

(3) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とす

る。

- (4) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (5) 提出された参加表明書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書は返却しないものとする。なお、提出された参加表明書及び企画提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (7) 企画提案書に記載した予定技術者は、病気、死亡、退職等のきわめて特別な場合を除き、変更できないものとする。